

物品調達等における一般競争入札（条件付）の実施について

本年3月に策定した「岡山県入札制度等改革推進計画」に基づき、公正な競争性の確保と、県内の中小事業者の受注機会の確保を図るため、従来の指名競争入札を廃止し、一定の条件を付した一般競争入札を実施する。

1 対象となる契約

予定価格が160万円（印刷の請負は250万円）を超える3,200万円未満の物品調達等に係る契約を対象とする。

2 適用期日

平成19年6月1日以降に公告する入札案件から適用する。

3 新制度の内容

（1）入札参加資格者名簿への登録

- 事業者からの申請に基づき、入札参加資格の審査を行い、「一般競争入札（条件付）参加資格者名簿」（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録する。
- これまでの「指名競争入札参加資格者名簿」に登録されている事業者は、その登録を一般競争入札（条件付）における入札参加資格者名簿上の登録とみなす。

（2）格付けの付与

- 事業者の売上高、自己資本額、従業員数等の6種類の評価項目に点数を付与し、その総合点数によりA、B、Cの3段階の格付けを付与する。
- これまでの「指名競争入札参加資格者名簿」に登録されている事業者は、その格付けを一般競争入札における入札参加資格者名簿上の格付けとみなす。

（3）入札参加条件の設定

原則として、次の参加条件を付して入札を実施する。

- ① 入札参加資格者名簿に登録されていること
- ② 県内事業者（県内に営業所等がある者を含む）であること
- ③ 契約予定価格に応じて付された格付条件に適合すること

【契約の予定価格に応じた入札参加条件】

契約の予定価格	入札参加の格付条件
500万円以上～ 3,200万円未満	A
250万円以上～ 500万円未満	A、B
160万円超 ～ 250万円未満	B、C

4 事業者への周知

参加資格者名簿に登録されている全事業者に、新制度を周知する文書を送付するとともに、県のホームページに掲載して周知を図る。

また、本庁、出先機関にポスターを掲示し、チラシを置いてPRに努める。

5 その他

入札公告及び入札結果については、入札執行機関において閲覧に供するとともに、県のホームページによる公表を行う。